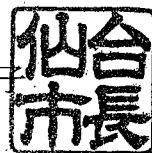


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定により変更届出書の提出のあった下記の変更後の開発事業について、条例第21条第2項の規定に基づき第16条の規定を適用し、同条第1項に規定する開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成29年5月12日

仙台市長 奥山 恵美子



記

1 事業者の住所及び氏名

住所 仙台市青葉区中央三丁目2番1号

氏名 株式会社ジャパנקリーン 代表取締役 杉澤 養康

2 開発事業の名称及び目的

名称 ジャパנקリーン産業廃棄物最終処分場（安定・管理型）併設事業

目的 産業廃棄物最終処分場「安定型」の増設及び「管理型」の新設

3 事業区域の位置及び面積

位置 仙台市青葉区芋沢字青野木 490-1 他

面積 294,180 平方メートル

4 意見の内容

（1）条例第16条第1項の規定による開発事業計画書についての市長の意見

当該開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第8条第1項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

よって、条例第17条第1項に規定する書面の提出を要しない。